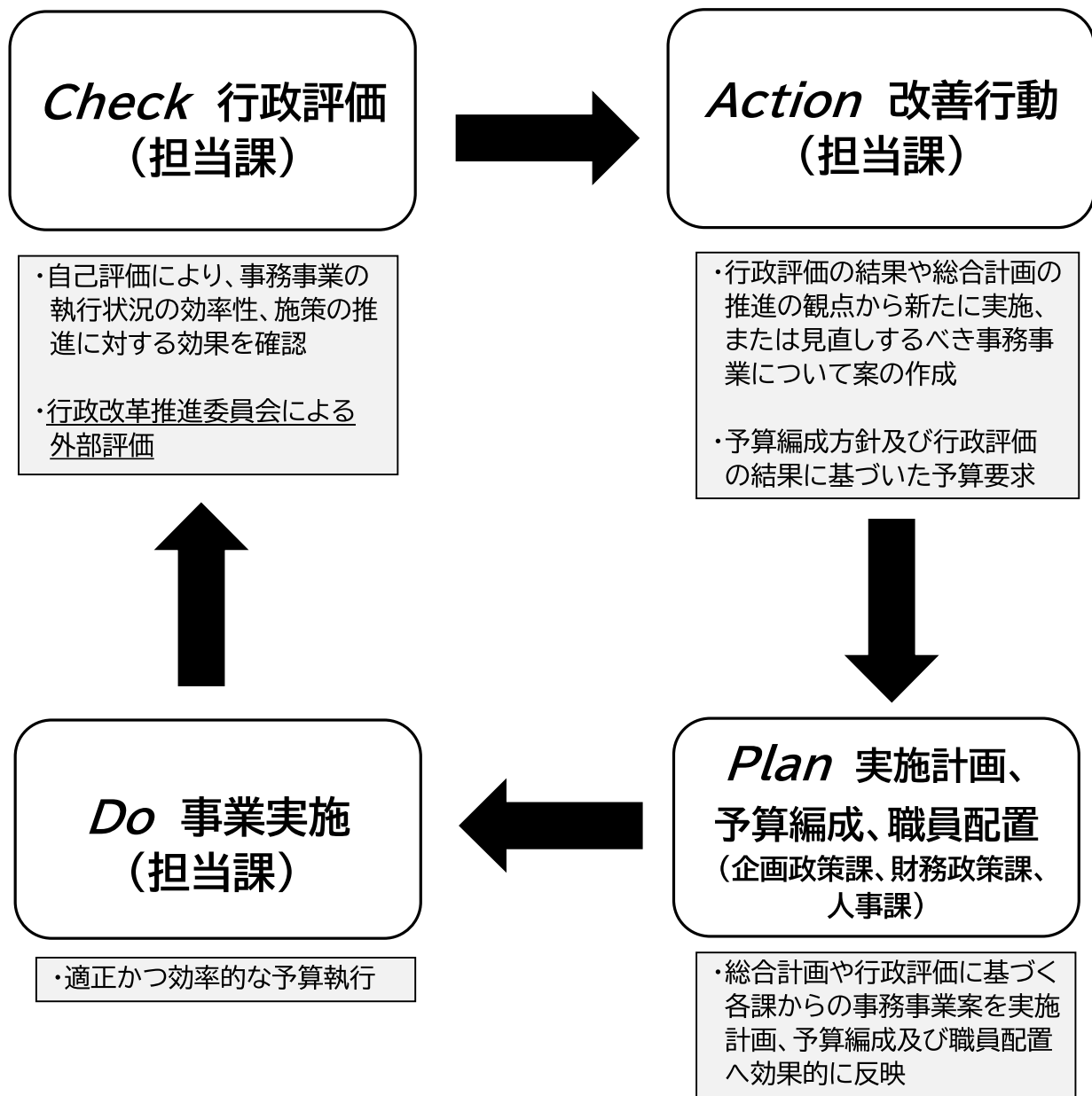


令和5年度の外部評価について(案)

1 趣旨

本市では、日進市自治基本条例第25条において、「市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させる」ことを規定しています。事業実施に対する市民への説明責任を果たし、業務改善、市民ニーズへの対応、職員の意識改革へとつなげるため、日進市行政改革推進委員会による外部評価を実施しています。



2 評価スケジュール

令和5年9月～10月に実施予定

3 評価体制等

■評価体制

日進市行政改革推進委員会委員による評価

■説明者

事業を所管する課長(その他説明補助担当者等)

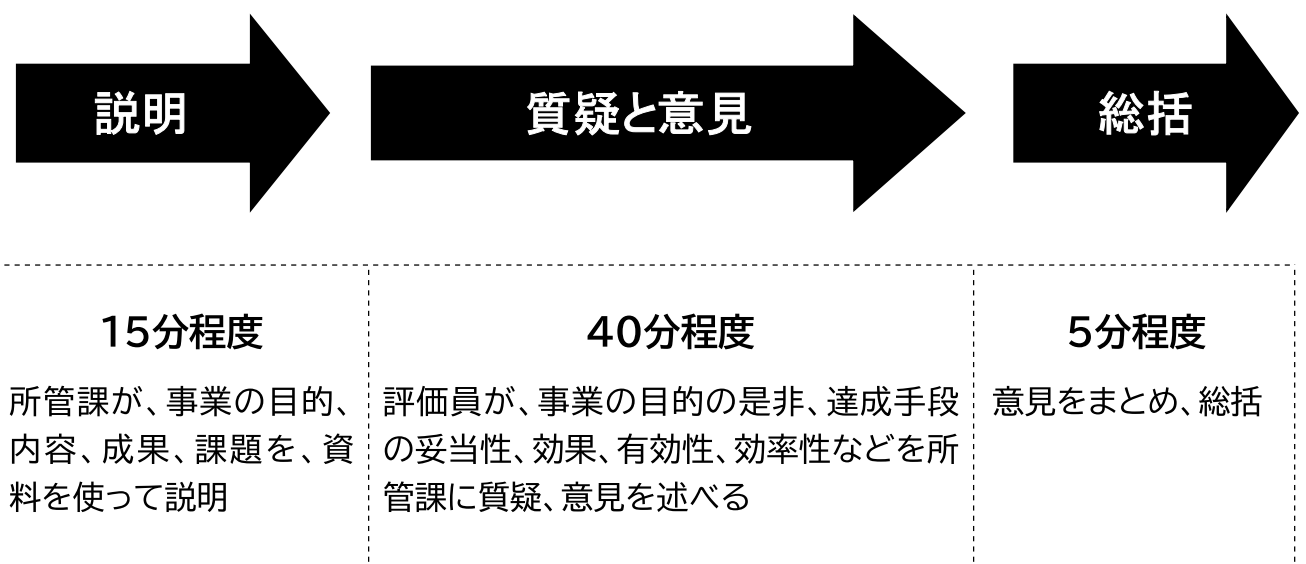
■傍聴

5名程度

4 評価の流れ

■評価時間

約60分(1事業)



5 対象事業の選定方法

外部評価の有効性が高い事業を合理的かつ効果的に選ぶため、事業選定時には市民意識調査の結果を活用する。具体的には、同調査報告書の「満足・重要だと感じている人の割合」で列挙した項目のうち、「必要度」と「重要度」において優先度を測り、対象とする項目を決定する。

●候補項目の選定基準(①と②の両条件を満たす項目)

①2回連続で満足度が下がっている項目

②直近の重要度が65%以上の項目

①②の両条件を満たす項目を、第6次日進市総合計画における部門別計画、基本目標、施策と照合する。合致した施策で、主な取り組みを実施している部に、候補事業の提出を依頼する。依頼を受けた部は、次の視点を踏まえ、適切な事務事業を候補事業として提出する。

●候補事業提出の視点

①附属機関等や外部(第三者)の視点が入りにくい取り組み

②拡充、縮小、廃止を予定している取り組み

③外部(第三者)の視点による意見を受けるべきと考える取り組み



必要に応じてヒアリングを実施し、外部評価の有効性が高いと考えられる1事業を、日進市行政改革推進本部会議で報告する。

同本部会議では、事業の規模、対象経費の大小に関わらず、実施状況、課題の有無、今後の予定を総合的に考え、適切な事業の選出に向けて、審議する。



日進市行政改革推進本部会議での審議後、「1事業」を令和5年度の外部評価の実施事務事業と決定する。

6 評価結果の活用

外部評価における議論の内容、意見、感想を踏まえ、所管課は事業実施における今後の進め方を検討し、事業の改善を進める。

なお、「外部評価の内容」、「アンケートの結果」、「評価を受けての市の対応」、可能なものは「対応後の状況」を順次、公表する。

7 その他

同じ項目が連続して対象とならないよう、同一項目の選定は、原則4年間で1度とする。

また、「5 対象事業の選定方法」で規定した条件に合致しない場合でも、各課の状況により候補事業を提出することができる。